

長野工業高等専門学校建設コンサルタント選定委員会規則

最終改正 令和4年12月19日

(設置)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という）が建設工事に係る調査・設計等の業務を発注する場合，競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式，いわゆるプロポーザル方式における技術提案等に対し，中立かつ公正な審査・評価を行うため，建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 選定委員会は，次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- 一 プロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定に関すること。
- 二 技術提案書の提出を求める者の選定に関すること。
- 三 技術提案書を特定するための評価基準に関すること。
- 四 技術提案書の特定に関すること。
- 五 その他建設工事に関連する建設コンサルタント選定等に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 事務部長
 - 二 総務課長
 - 三 総務課課長補佐（財務担当）
 - 四 委員長が必要と認める者
- 2 前項第四号に規定する委員は，本校教員から工事等の規模・専門分野等により，委員長がその都度指名する。

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き，事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 選定委員会が認めたときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日 一部改正）

この規則は、令和4年12月19日から施行する。